

I. 監査の基本事項、II. 監査の実施手続き	
II. 監査の実施手続き	○「監査の重点事項」を令和8年度版に更新 ○書類監査の実施計画を令和8年度版に更新
III. 書類監査報告書等	
全体	○令和7年度の書類監査報告書等に差替え
IV. 実地監査マニュアル	
B. 検証基準	
【一覧表】 「金融庁「監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドライン」との対照表」	○貸金業者向けの総合的な監督指針の改正内容を反映 ・金融庁「貸金業者向け総合的な監督指針」の項目名変更（「20 システムリスク管理態勢」：II-2-4 システムリスク）
4. 顧客等に関する情報管理態勢	○個人情報の保護に関する法律施行規則の改正内容を反映 ・第8条「個人情報保護委員会への報告」 （令和7年10月1日改正）
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出	○「確認記録の参考様式（別表8）」を最新の様式に差替え
9. 禁止行為	○貸金業法の改正内容を反映（令和7年10月1日改正） ・第20条「特定公正証書に係る制限」 ○貸金業法施行規則の改正内容を反映（令和7年10月1日改正） ・第18条「特定公正証書の作成に係る説明事項」
14. 書面の交付義務	○貸金業法の改正内容を反映（令和7年10月1日改正） ・第20条「特定公正証書に係る制限」 ○貸金業法施行規則の改正内容を反映（令和7年10月1日改正） ・第18条「特定公正証書の作成に係る説明事項」
20. システムリスク管理態勢	○貸金業者向けの総合的な監督指針の改正内容を反映 ・II-2-4 システムリスク （令和7年10月1日改正、令和8年7月17日改正） （特記事項として「監督指針（II-2-4 システムリスク）」にインターネット取引に関する規定（II-2-4-2）が追加された旨を明記）
その他	上記の他、表現補足等所要の改訂

B. 検証基準《別表》	
【別表2】本人確認書類	○JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要」（令和7年12月2日時点）の記載内容に準じた記述に変更

チェックリスト（主な着眼点）

2. 法令等遵守態勢 項目：No.1	○社内規則策定ガイドラインの直近の改正に関する記述を更新
20. システムリスク管理態勢 項目：No.3、10、11、12	○貸金業者向けの総合的な監督指針の改正内容を反映 (令和7年10月1日改正、令和8年7月17日改正) ・「Ⅱ-2-4-1 システムリスク管理」 ・「Ⅱ-2-4-2 インターネット取引」が新設されたことから、着眼点を5項目追加
その他	上記の他、表現補足等所要の改訂

以上

旧（第12版）						
別冊チェックリスト（主な着眼点） 検証項目数等						
No.	監 査 項 目	検証項目数 内訳				着眼点数 ※
		検証項目数	法 令	自主規制 基本規則	監督指針、 ガイドライン	
1	経営管理等	4	0	0	4	10
2	法令等遵守態勢	4	3	1	0	10
3	反社会的勢力による被害の防止	5	0	0	5	12
4	顧客等に関する情報管理態勢	9	7	0	2	19
5	外部委託	3	3	0	0	5
6	取引時確認、疑わしい取引の届出	6	6	0	0	11
7	相談、苦情及び紛争等の対応態勢	4	2	0	2	11
8	貸金業務取扱主任者	3	2	0	1	4
9	禁止行為	5	4	1	0	9
10	利息・保証料等に係る制限等	3	3	0	0	6
11	契約に係る説明態勢	5	1	2	2	9
12	過剰貸付けの防止	18	13	3	2	32
13	広告に関する規制	3	2	1	0	6
14	書面の交付義務	15	15	0	0	44
15	取立行為規制	3	2	0	1	6
16	帳簿の備付け等	7	7	0	0	17
17	債権譲渡等	5	2	0	3	5
18	営業店登録	2	0	2	0	3
19	過払金支払	1	0	0	1	1
20	システムリスク管理態勢	9	0	0	9	37
21	非営利特例対象法人	4	2	2	0	4
	合 計	118	74	12	32	261
※着眼点数・・・「検証に際しての主な着眼点」欄の着眼点の数を、監査項目ごとに合計したもの。						

新（第13版）						
別冊チェックリスト（主な着眼点） 検証項目数等						
No.	監 査 項 目	検証項目数 内訳				着眼点数 ※
		検証項目数	法 令	自主規制 基本規則	監督指針、 ガイドライン	
1	経営管理等	4	0	0	4	10
2	法令等遵守態勢	4	3	1	0	10
3	反社会的勢力による被害の防止	5	0	0	5	12
4	顧客等に関する情報管理態勢	9	7	0	2	19
5	外部委託	3	3	0	0	5
6	取引時確認、疑わしい取引の届出	6	6	0	0	11
7	相談、苦情及び紛争等の対応態勢	4	2	0	2	11
8	貸金業務取扱主任者	3	2	0	1	4
9	禁止行為	5	4	1	0	9
10	利息・保証料等に係る制限等	3	3	0	0	6
11	契約に係る説明態勢	5	1	2	2	9
12	過剰貸付けの防止	18	13	3	2	32
13	広告に関する規制	3	2	1	0	6
14	書面の交付義務	15	15	0	0	44
15	取立行為規制	3	2	0	1	6
16	帳簿の備付け等	7	7	0	0	17
17	債権譲渡等	5	2	0	3	5
18	営業店登録	2	0	2	0	3
19	過払金支払	1	0	0	1	1
20	システムリスク管理態勢	12	0	0	12	41
21	非営利特例対象法人	4	2	2	0	4
	合 計	121	74	12	35	265
※着眼点数・・・「検証に際しての主な着眼点」欄の着眼点の数を、監査項目ごとに合計したもの。						

旧（第12版）						新（第13版）					
2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）						2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか ※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ－2－1） b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか 注）社内規則策定ガイドラインの直近の主な改正 《令和6年9月改正》（協会案内発信日R6.9.5） 民間事業者が書面によって縦覧に供することが定められている資料について、「15 取引履歴の開示」にインターネットで縦覧に供することが可能になった旨を追記。 《令和6年12月改正》（協会案内発信日R6.12.25） ・令和6年10月4日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正され、また同日「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が新設されたことから、「19.システムリスク管理態勢」の一部を改正。 ・令和6年11月1日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正され、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が新設されたことから、「1.経営管理等」の一部を改正。 《令和7年3月改正》（協会案内発信日R7.3.10） ・令和6年12月2日付で「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等が改正されたことから、「3-1 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」の一部を改正。 ・マイナンバーカードと被保険者証の一本化に関連する改正がなされ、令和6年12月2日付で「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び令和6年12月2日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことから、「5 取引時確認等の措置等」および「9 禁止行為」の一部を改正。 《令和7年4月改正》（協会案内発信日R7.4.11） ・マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことに伴い、令和7年3月24日に犯収法施行規則が改正され、本人確認書類のうち「運転経歴証明書」の根拠法令の条番号等が改正されたことから、「5 取引時確認等の措置等」を改正。 (追加)	社内規則、業務マニュアル		1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか ※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ－2－1） b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか 注）社内規則策定ガイドラインの直近の主な改正 (削除) 《令和7年9月改正》（協会案内発信日R7.9.26） ・令和7 年6 月24 日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正され、個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえた規定が新設され、また、令和7 年8 月1 日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8 条第1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出に係る「疑わしい取引の参考事例」が改訂されたことから、「5 取引時確認等の措置等」の一部を改正。 《令和7年11月改正》（協会案内発信日R7.11.21） ・「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ。)において、サイバー攻撃の被害組織の初動対応段階における負担軽減のため、関係政府機関に対する報告様式の一部が統一されたことに伴い、令和7年10月1日に「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことから、「3-1個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」及び「19 システムリスク管理態勢」の一部を改正。 《令和8年4月改正》（協会案内発信日R8.4.1） ・令和8年4月1日の介護保険法改正により、介護保険の被保険者証について、介護保険事務以外での保険者番号・被保険者番号の告知要求が禁止されるとともに、金融庁より、被保険者証の提示に関する留意事項として、被保険者証の写しを取得する際に当該番号等にマスキングを施すこと等が示された。 また、犯収法施行規則の経過措置により、令和7年12月1日までは医療保険の被保険者証を本人確認書類として利用可能であったが、現在は当該期間が終了し、本人確認書類としての利用は不可となった。これらを受け、「5 取引時確認等の措置等」の一部を改正。	社内規則、業務マニュアル	
2～4(略)						2～4(略)					

旧（第12版）						新（第13版）					
20. システムリスク管理態勢						20. システムリスク管理態勢					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	☐	システムリスクに対する認識、管理態勢等 【監督指針Ⅱ－2－4(1)①②③】	a. ～ e.（略）	（略）		1	☐	システムリスクに対する認識、管理態勢等 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)①②③】	（同 左）	（同左）	
2	☐	情報セキュリティ管理 【監督指針Ⅱ－2－4(1)④】	a. ～ e.（略） ※ 「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、資金需要者等に損失が発生する可能性のある情報をいう（監督指針Ⅱ－2－4(1)④ト） f. ～ i.（略）	（略）		2	☐	情報セキュリティ管理 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)④】	（同 左） ※ 「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、資金需要者等に損失が発生する可能性のある情報をいう（監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)④ト） （同 左）	（同左）	
3	☐	サイバーセキュリティ管理 【監督指針Ⅱ－2－4(1)⑤】	a.（略） b. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、 <u>取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入</u> しているか <u>c. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じているか</u>	（略）		3	☐	サイバーセキュリティ管理 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)⑤】	（同 左） b. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引（ <u>以下「インターネット取引」という。</u> ）を行う場合には、 <u>Ⅱ－2－4－2の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備</u> しているか <u>（削 除）</u>	（同左）	
4	☐	システム監査 【監督指針Ⅱ－2－4(1)⑦】	a. ～ c.（略）	（略）		4	☐	システム監査 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)⑦】	（同 左）	（同左）	
5	☐	外部委託管理 【監督指針Ⅱ－2－4(1)⑧】	a. ～ f.（略）	（略）		5	☐	外部委託管理 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)⑧】	（同 左）	（同左）	
6	☐	コンティンジェンシープラン 【監督指針Ⅱ－2－4(1)⑨】	a. ～ c.（略）	（略）		6	☐	コンティンジェンシープラン 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)⑨】	（同 左）	（同左）	
7	☐	障害発生時等の対応 【監督指針Ⅱ－2－4(1)⑩】	a. ～ d.（略）	（略）		7	☐	障害発生時等の対応 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)⑩】	（同 左）	（同左）	
8	☐	障害発生等報告書 【監督指針Ⅱ－2－4(2)②】	a.（略） ※ 報告すべきシステム障害等・・・その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く（監督指針Ⅱ－2－4(2)②（注）） ※ 障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要する（監督指針Ⅱ－2－4(2)②（注）） b.（略） ※ 復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告が必要（監督指針Ⅱ－2－4(2)②）	（略）		8	☐	障害発生等報告書 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (2)②】	a.（略） ※ 報告すべきシステム障害等・・・その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く（監督指針Ⅱ－2－4 －1 (2)②（注）） ※ 障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要する（監督指針Ⅱ－2－4 －1 (2)②（注）） b.（略） ※ 復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告が必要（監督指針Ⅱ－2－4 －1 (2)②）	（同左）	
9	☐	現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策 【監督指針Ⅱ－2－4(1)⑪】	a. ～ b.（略）	（略）		9	☐	現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策 【監督指針Ⅱ－2－4 －1 (1)⑪】	（同 左）	（同左）	

旧（第12版）						新（第13版）					
20. システムリスク管理態勢						20. システムリスク管理態勢					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
(追加)						10	☐	インターネット取引におけるシステムリスクの管理態勢およびセキュリティ管理【監督指針Ⅱ－2－4－2(1)①②】	a. インターネット等の不正アクセス・不正取引等の犯罪行為に対する対策等について、犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、最優先の経営課題の一つとして位置付け、経営陣等において必要な検討を行い、セキュリティレベルの向上に努めるとともに、利用時における留意事項等を顧客に説明する態勢が整備されているか。 b. インターネット取引に係る情報セキュリティ全般に関する方針を作成し、各種犯罪手口に対する有効性等を検証した上で、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。また、当該方針等に沿って個人・法人等の顧客属性を勘案しつつ、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」等も踏まえ、提供するサービスの内容に応じた適切なセキュリティ対策を講じているか。	情報システム管理規程、ネットワークセキュリティ規程	
						11	☐	インターネット取引における顧客対応【監督指針Ⅱ－2－4－2(1)③④】	a. インターネット上でのID・パスワード等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすいパスワードの使用の危険性(認証方式においてパスワードを利用している場合に限る。)、被害拡大の可能性等、様々なリスクの説明や、顧客に求められるセキュリティ対策事例の周知を含めた注意喚起等が顧客に対して十分に行われる態勢が整備されているか。 b. インターネット取引に関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。	情報システム管理規程、ウィルス対策規程 外部委託管理規程、外部委託に関する記録	
						12	☐	犯罪発生等報告書【監督指針Ⅱ－2－4－2(2)①】	a. インターネット取引における不正アクセス・不正取引を認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて管轄行政庁に報告しているか	犯罪発生報告書	

以 上